

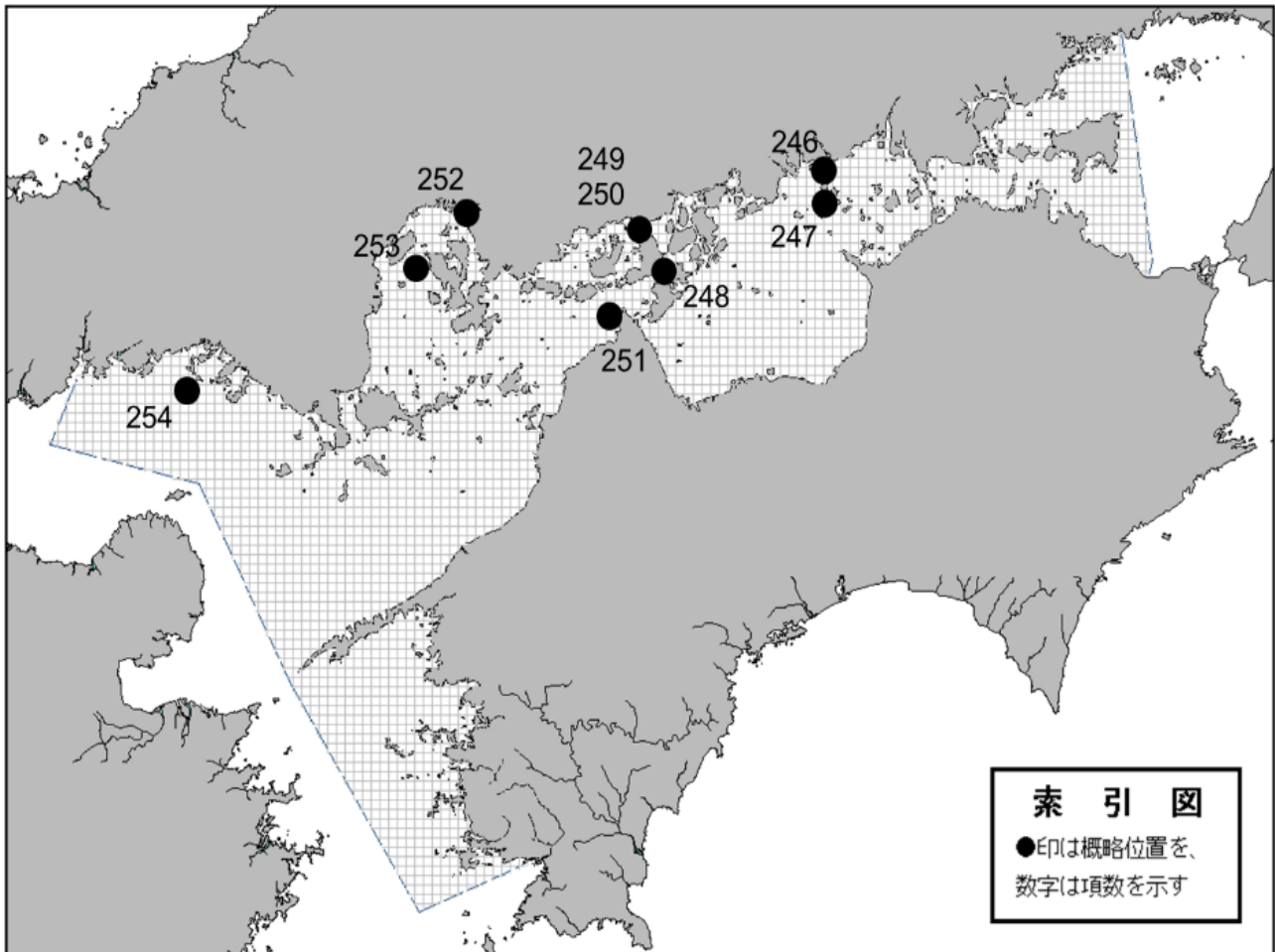


第六管区水路通報 第 25 号

令和8年7月3日

第六管区海上保安本部

- 第 246項 瀬戸内海 - 黒土瀬戸、神島外港 掘下げ作業
- 第 247項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、北木島西方 ヨットレース
- 第 248項 瀬戸内海 - 大三島南東岸 橋梁灯高さ等変更
- 第 249項 瀬戸内海 - 三原瀬戸、大久野島 灯台復旧
- 第 250項 瀬戸内海 - 三原瀬戸、大久野島 船舶気象通報復旧
- 第 251項 瀬戸内海 - 来島海峡、梶取ノ鼻付近 シーバース灯副灯一時撤去
- 第 252項 瀬戸内海 - 広島港、第1区 岸壁改良工事
- 第 253項 瀬戸内海 - 広島湾 海難救助訓練
- 第 254項 瀬戸内海 - 徳山下松港南西方、野島周辺 海難救助訓練



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★8年246項 瀬戸内海 － 黒土瀬戸、神島外港 掘下げ作業

期 間 令和8年7月6日～9月30日（予備日を含む）の日出～日没
 区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-27-05N 133-30-37E（岸線上）
 (2) 34-27-03N 133-30-34E
 (3) 34-27-06N 133-30-32E
 (4) 34-27-07N 133-30-34E（岸線上）
 備 考 (1) 作業はグラブ浚渫船（スパッド式）で実施
 (2) 潜水士による磁気探査作業を行う
 (3) 警戒船を配置
 海 図 W1119
 出 所 第六管区海上保安本部



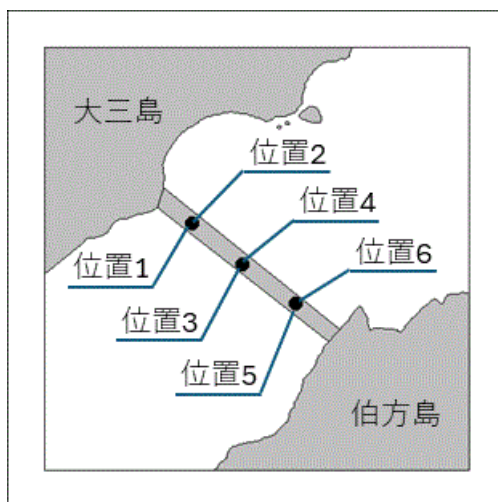
★8年247項 瀬戸内海 － 備讃瀬戸、北木島西方 ヨットレース

期 間 令和8年7月5日の0855～1330
 区 域 7地点を結ぶ線上付近
 (1) 34-24-41N 133-30-17E
 (2) 34-23-55N 133-28-50E
 (3) 34-19-58N 133-29-50E
 (4) 34-20-01N 133-30-39E
 (5) 34-20-50N 133-31-48E
 (6) 34-22-59N 133-29-27E
 (7) 34-23-55N 133-28-50E
 備 考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置
 海 図 W130-W137B-W1118-W153-JP153
 出 所 第六管区海上保安本部



★ 8 年 2 4 8 項 瀬戸内海 ― 大三島南東岸 橋梁灯高さ等変更

六管区水路通報8年22号220項削除
 名称 大三島橋橋梁灯(L1灯)
 位置1 34-13.0N 133-03.3E
 光達距離 3.5海里
 名称 大三島橋橋梁灯(L2灯)
 位置2 34-13.0N 133-03.3E
 光達距離 3.5海里
 名称 大三島橋橋梁灯(C1灯)
 位置3 34-13.0N 133-03.4E
 光達距離 3.5海里
 名称 大三島橋橋梁灯(C2灯)
 位置4 34-13.0N 133-03.4E
 光達距離 3.5海里
 名称 大三島橋橋梁灯(R1灯)
 位置5 34-12.9N 133-03.4E
 名称 大三島橋橋梁灯(R2灯)
 位置6 34-12.9N 133-03.4E
 高さ 平均水面から灯火まで42m
 海図誌 W1447-W103-W104-W153-JP153-W1108-JP1108
 411 4518 4518.01 4518.02 4518.03 4518.04 4518.05番
 出所 第六管区海上保安本部



★ 8 年 2 4 9 項 瀬戸内海 ― 三原瀬戸、大久野島 灯台復旧

六管区水路通報8年24号238項削除
 名称 大久野島灯台
 位置 34-18.1N 132-59.6E
 海図誌 W103-W153-JP153-W1108-JP1108-W100A-W100B
 411 4481番
 出所 呉海上保安部



★ 8 年 2 5 0 項 瀬戸内海 ― 三原瀬戸、大久野島 船舶気象通報復旧

六管区水路通報8年24号239項削除

名 称 大久野島灯台
内 容 大久野島灯台における気象通報事項(風向、風速)の提供業務
備 考 船舶気象通報(電子メール、電話、インターネット・ホームページ)及び
沿岸域情報提供システムによる気象情報の提供
海 図 W103-W153-JP153-W1108-JP1108-W100A-W100B
書 誌 411 4481番
出 所 第六管区海上保安本部

★ 8 年 2 5 1 項 瀬戸内海 ― 来島海峡、梶取ノ鼻付近 シーバース灯副灯一時撤去

六管区水路通報8年24号241項削除

期 間 当分の間
名 称 波方ターミナルシーバース灯 副灯
位 置 34-07.3N 132-54.4E
備 考 (1) 上記シーバース灯の副灯(本灯から西方約670m)
(2) 仮灯(黄色、4秒1閃光)を設置
海 図 W132-W104-W141-W1108-JP1108
書 誌 411 4617.5番
出 所 今治海上保安部



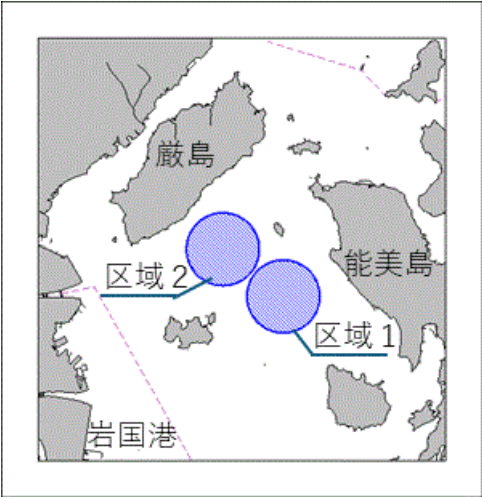
★ 8 年 2 5 2 項 瀬戸内海 － 広島港、第1区 岸壁改良工事

六管区水路通報8年22号223項削除
期 間 令和8年10月30日までの日出～日没
区 域 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
(1) 34-21-30N 132-28-44E (岸線上)
(2) 34-21-31N 132-28-47E
(3) 34-21-26N 132-28-50E
(4) 34-21-20N 132-28-50E
(5) 34-21-16N 132-28-39E
(6) 34-21-21N 132-28-36E (岸線上)
備 考 (1) 作業船のアンカー位置に黄色灯付浮標を設置
(2) 夜間、作業船は区域内に停泊し、作業船の4隅に白色灯(4秒1閃光)または黄色灯(4秒1閃光)を設置
(3) ボーリング橋の四隅に黄色灯を設置
(4) 汚濁防止膜の設置及び撤去を伴う
(5) 警戒船を配置
(6) 潜水作業を伴う
海 図 W1112A
出 所 広島港長



★ 8 年 2 5 3 項 瀬戸内海 － 広島湾 海難救助訓練

期 間 令和8年7月16日の0900～1100
区域1 34-12.5N 132-21.5Eの地点を中心とする半径1.0海里の円内
区域2 34-13.8N 132-19.5Eの地点を中心とする半径1.0海里の円内
備 考 海上自衛隊による訓練
海 図 W113-W142-W1108-JP1108
出 所 第六管区海上保安本部



★ 8 年 2 5 4 項 瀬戸内海 — 徳山下松港南西方、野島周辺 海難救助訓練

期 間 令和8年7月14日(予備日22日)の1230～1600

区 域 6地点を結ぶ線により囲まれる区域(陸域を除く)

(1) 33-58.0N 131-42.6E

(2) 33-57.8N 131-43.3E

(3) 33-57.0N 131-43.3E

(4) 33-54.8N 131-42.0E

(5) 33-55.7N 131-40.1E

(6) 33-57.4N 131-40.0E

備 考 巡視艇によるえい航訓練

海 図 W126-W1101-JP1101-W1102-JP1102

出 所 徳山海上保安部

